

昭和三十九年人事院規則九一七

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）
人事院は、一般職の職員に關する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一七（昭和四十年一月一日施行）

（支給官職及び区分）

第一条 給与法第十条の二第一項の規定により俸給の特別調整を行う官職は、別表第一に掲げる官職及び人事院がこれに相当すると認める官職とする。

2 別表第一に掲げる官職に係る俸給の特別調整額の区分は、同表の官職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる官職（同表中その区分について人事院が別に定めることとされている官職を除く。）のうち人事院が別に定める官職にあつては、当該官職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

3 第一項に規定する人事院が別表第一に掲げる官職に相当すると認める官職に係る俸給の特別調整額の区分については、当該官職が別表第一に掲げる官職に掲げられている同表の官職欄に掲げられているものとして、前項の規定を適用する。

（支給額）

第二条 俸給の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員以外の職員に適用される俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乘じて得た額）
二 法第六十條の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に適用される俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第三の俸給の特別調整額欄に定める額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乘じて得た額

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給額）
第三条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乘じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一七一一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年四月二六日人事院規則九一七一一二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七（以下「改正後の規則」という。）別表文部省の部放送教育開発センターの項は昭和六十年四月一日から、改正後の規則別表会計検査院の部、総理府の部臨時教育審議会事務局の項、公正取引委員会の部地方事務所の項、警察庁の部国際捜査研修所の項、法務省の部地方入国管理局又は地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の部地方検察庁の項、地方検察庁支部の項及び区検察庁の項並びに運輸省の部地方航空局の項は同年四月六日から、改正後の規則別表建設省の部建設高等学校の項は同年四月八日から適用する。

附則（昭和六〇年五月一日人事院規則九一七一一三）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年七月一日人事院規則九一七一一四）
この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。
附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一七一一五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年四月二一日人事院規則九一七一一六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七（以下「改正後の規則」という。）別表労働省の部労働基準監督署支署の項は昭和六十一年三月三十一日から、改正後の規則別表警察庁の部方面通信部の項、北海道開発庁の部土木試験所の項、法務省の部地方入国管理局の項、文部省の部学術情報センターの項、海上保安庁の部特殊救難基地の項及び気象庁の部筑波山通信所の項は同年四月五日から適用する。
附則（昭和六一年六月三日人事院規則九一七一一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表国税庁の部国税不服審判所の項は、昭和六十一年五月二十三日から適用する。
附則（昭和六一年七月一日人事院規則九一七一一八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年一〇月一日人事院規則九一七一一九）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年一二月二三日人事院規則九一七一二〇）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年一月一日人事院規則九一七一二一）
この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。
附則（昭和六二年四月一日人事院規則九一七一二二）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年六月一八日人事院規則九一七一二三）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七（以下「改正後の規則」という。）別表法務省の部地方入国管理局の項、地方入国管理局支局の項及び地方入国管理局又は地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研究センターの項、厚生省の部国立がんセンター病院の項、国立循環器病センター病院の項及び国立看護院の項並びに海上保安庁の部航空基地の項は昭和六十二年五月二十一日から、改正後の規則別表大蔵省の部会計センターの項は同年六月一日から適用する。
附則（昭和六二年七月一日人事院規則九一七一二四）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年一〇月一日人事院規則九一七一二五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年四月一日人事院規則九一七一二六）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年四月二一日人事院規則九一七一二七）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年七月一日人事院規則九一七一二八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年一〇月一日人事院規則九一七一二九）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年一〇月二〇日人事院規則九一七一三〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七の規定は、昭和六十三年十月一日から適用する。

附則（昭和六〇年五月一日人事院規則九一七一一三）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年七月一日人事院規則九一七一一四）
この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。
附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一七一一五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年四月二一日人事院規則九一七一一六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七（以下「改正後の規則」という。）別表労働省の部労働基準監督署支署の項は昭和六十一年三月三十一日から、改正後の規則別表警察庁の部方面通信部の項、北海道開発庁の部土木試験所の項、法務省の部地方入国管理局の項、文部省の部学術情報センターの項、海上保安庁の部特殊救難基地の項及び気象庁の部筑波山通信所の項は同年四月五日から適用する。
附則（昭和六一年六月三日人事院規則九一七一一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表国税庁の部国税不服審判所の項は、昭和六十一年五月二十三日から適用する。
附則（昭和六一年七月一日人事院規則九一七一一八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年一〇月一日人事院規則九一七一一九）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年一二月二三日人事院規則九一七一二〇）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年一月一日人事院規則九一七一二一）
この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。
附則（昭和六二年四月一日人事院規則九一七一二二）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年六月一八日人事院規則九一七一二三）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七（以下「改正後の規則」という。）別表法務省の部地方入国管理局の項、地方入国管理局支局の項及び地方入国管理局又は地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研究センターの項、厚生省の部国立がんセンター病院の項、国立循環器病センター病院の項及び国立看護院の項並びに海上保安庁の部航空基地の項は昭和六十二年五月二十一日から、改正後の規則別表大蔵省の部会計センターの項は同年六月一日から適用する。
附則（昭和六二年七月一日人事院規則九一七一二四）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六二年一〇月一日人事院規則九一七一二五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年四月一日人事院規則九一七一二六）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年四月二一日人事院規則九一七一二七）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年七月一日人事院規則九一七一二八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年一〇月一日人事院規則九一七一二九）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年一〇月二〇日人事院規則九一七一三〇）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七の規定は、昭和六十三年十月一日から適用する。

- 附 則 (平成元年四月一日人事院規則九一七一一二二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成元年五月二十九日人事院規則九一七一一二三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成元年九月三〇日人事院規則九一七一一二四)
この規則は、平成元年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年三月三十一日人事院規則九一七一一二五)
この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年六月八日人事院規則九一七一一二六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二年六月三〇日人事院規則九一七一一二七)
この規則は、平成二年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年一〇月一日人事院規則九一七一一二八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年四月一日人事院規則九一七一一二九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年四月一六日人事院規則九一七一一三〇)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表警察庁の部警察通信研究センターの項、皇宮警察本部の項、北海道警察方面本部の項及び大阪府警察方面本部の項、北海道開発庁の部北海道開発局の項、法務省の部刑務所、少年刑務所及び拘置所の項、文部省の部国立短期大学の項及び国立民族学博物館の項、海上保安庁の部管区海上保安本部の項並びに気象庁の部地方気象台の項及び測候所の項は、平成三年四月十二日から適用する。
- 附 則 (平成三年七月一日人事院規則九一七一一三一)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年七月一〇日人事院規則九一七一一三二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年一〇月一日人事院規則九一七一一三三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三年一二月三〇日人事院規則九一七一一三四)
この規則は、平成三年十二月一日から施行する。
- 附 則 (平成三年一二月二四日人事院規則九一七一一三五)
この規則は、平成四年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年四月一日人事院規則九一七一一三六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年四月一五日人事院規則九一七一一三七)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表文部省の部国立歴史民俗博物館の項及び運輸省の部地方運輸局又は海運監理部の海運支局の項は、平成四年四月十日から適用する。
- 附 則 (平成四年七月一日人事院規則九一七一一三八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年七月二〇日人事院規則九一七一一三九)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年八月一〇日人事院規則九一七一一四〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年一二月二八日人事院規則九一七一一四一)
この規則は、平成五年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成五年四月一日人事院規則九一七一一四二)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年四月一日人事院規則九一七一一四三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年七月一日人事院規則九一七一一四四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成五年一〇月一日人事院規則九一七一一四五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年四月一日人事院規則九一七一一四六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年六月二四日人事院規則九一七一一四七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年七月一日人事院規則九一七一一四八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年九月三〇日人事院規則九一七一一四九)
この規則は、平成六年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成六年一二月一九日人事院規則九一七一一五〇)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年三月三十一日人事院規則九一七一一五一)
この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成七年六月三〇日人事院規則九一七一一五二)
この規則は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中国税庁に係る部分、平成七年七月十日から施行する。
- 附 則 (平成七年九月二十九日人事院規則九一七一一五三)
この規則は、平成七年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成八年四月一日人事院規則九一七一一五四)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年五月一日人事院規則九一七一一五五)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年六月一四日人事院規則九一七一一五六)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年七月一日人事院規則九一七一一五七)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年一〇月一日人事院規則九一七一一五八)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年一二月二七日人事院規則九一七一一五九)
この規則は、平成八年十二月一日から施行する。
- 附 則 (平成八年一二月二五日人事院規則九一七一一六〇)
この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成九年一月三十一日人事院規則九一七一一六一)
この規則は、平成九年二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中国税庁に係る部分、同年三月一日から施行する。
- 附 則 (平成九年四月一日人事院規則九一七一一六二)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成九年七月一日人事院規則九一七一一六三)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成九年一〇月一日人事院規則九一七一一六四)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一日人事院規則九一―七七―六六)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年四月九日人事院規則九一―七七―六七)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月二日人事院規則九一―七七―六八)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一―七七―六八の項及び国立公文書館つくば分館の項は、平成十年四月二十四日から適用する。

附 則 (平成一〇年七月一日人事院規則九一―七七―六九)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二五日人事院規則九一―七七―七〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一日人事院規則九一―七七―七二)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年四月一日人事院規則九一―七七―七三)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一日人事院規則九一―七七―七四)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年九月二〇日人事院規則一―二五)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月二五日人事院規則一―二六) 抄
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日人事院規則九一―七七―七五)
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中海上保安庁の部管
区海上保安本部の項に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日人事院規則一―二八)
この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日人事院規則九一―七七―七六)
この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一〇日人事院規則九一―七七―七七)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二九日人事院規則九一―七七―七八)
この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二八日人事院規則九一―七七―七九)
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日人事院規則九一―七七―八〇)
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一日人事院規則九一―七七―八三)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三〇日人事院規則九一―七七―八四)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一日人事院規則九一―七七―八五)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二七日人事院規則九一―七七―八六)
この規則は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日人事院規則九一―七七―八七)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一日人事院規則九一―七七―八八)
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年一〇月一日人事院規則九一―七七―八九)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二四日人事院規則一―三七) 抄
(施行期日)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二日人事院規則九一―七七―九〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日人事院規則九一―七七―九一)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一日人事院規則九一―七七―九二)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一日人事院規則九一―七七―九三)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一日人事院規則九一―七七―九四)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月二日人事院規則九一―七七―九五)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日人事院規則九一―七七―九六)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一日人事院規則九一―七七―九七)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日人事院規則九一―七七―九八)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日人事院規則九一―七七―九九)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一日人事院規則九一―七七―一〇〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二五日人事院規則九一―七七―一〇一)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月三〇日人事院規則九一―七七―一〇二)
この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日人事院規則九一―七七―一〇三)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則九一―七七―一〇四)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三〇日人事院規則九一―七七―一〇五)
この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年七月七日人事院規則九一―七七―一〇六)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一日人事院規則九一―七七―一〇七)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日人事院規則九一―七七―一〇八)
この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二五日人事院規則九一―七七―一〇九)
(施行期日)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

2 給与法第十条の二の規定により俸給の特別調整を行う官職を占める職員のうち、この規則による改正後の規則九一七(以下「新規規則」という。)第二条の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額(育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に育児休業法第七條(育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額(規則九一七第三条の規定が適用される職員にあっては、同条の規定による俸給の特別調整額)のほか、新規規則第二条の規定による俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(規則九一七第三条の規定が適用される職員にあっては、当該額に百分の九十九・五を乗じて得た額とし、それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の特別調整額として支給する。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十五

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員(以下「同一俸給表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規則による改正前の規則九一七第一条に規定する別表俸給の特別調整額表に掲げる官職に係る同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。))に相当する新規規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する新規規則第一項に規定する官職を占める職員をいう。第三号において同じ。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額

ロ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号)の施行の日において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者(以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。) 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

二 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員(旧区分より低い区分に相当する新規規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する新規規則第一項に規定する官職を占める職員をいう。第四号において同じ。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額(ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。)

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

三 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額(ロ及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。)

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

四 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額(ロ及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。)

ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

五 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事院が定める職員 前各号の規定に準じて人事院が定める額

附則(平成一八年二月二八日人事院規則九一七一一〇)

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

附則(平成一九年一月九日人事院規則一一四七) 抄

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成一九年三月三日人事院規則九一七一一一)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成一九年六月二九日人事院規則九一七一一二)

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附則(平成一九年七月二〇日人事院規則一一四八) 抄

1 (施行期日)

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附則(平成一九年八月三十一日人事院規則九一七一一三)

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

附則(平成二〇年四月一日人事院規則九一七一一四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年七月一日人事院規則九一七一一五)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年七月四日人事院規則九一七一一六)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年一〇月一日人事院規則九一七一一七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年一二月二五日人事院規則九一七一一八)

この規則は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

附則(平成二二年二月二日人事院規則九一七一一九) 抄

（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の規則九一七第一条第一項に規定する内部部局等に置かれる同項に規定する課長補佐又は人事院が当該課長補佐に相当すると認める官職（以下この項及び次条において「課長補佐等の官職」という。）を占めていた職員であつて、その官職を同日から引き続き占めるもの（本府省業務調整手当を支給されない者のうち、人事院が定めるものに限る。）には、経過措置基準額（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあつては勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七條（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間と同項本文に規定する勤務時間と見做す）を、育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ当該経過措置基準額に乗じて得た額）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。同日において課長補佐等の官職を占めていた職員のうち、これらの職員との均衡上必要があると認められる職員として人事院が定める職員についても、同様とする。

- 一 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の二十五
- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員 同日に当該職員に適用されていた俸給表の別及び当該職員の属していた職務の級に応じ、附則別表第一の俸給の特別調整額欄に掲げる額（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員にあつては、附則別表第二の俸給の特別調整額欄に掲げる額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる職員との均衡を考慮して人事院が定める額

第三条 前条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員又は課長補佐等の官職を占める職員であつて本府省業務調整手当を支給されるものに対する附則第五条の規定による改正前の規則九一七―一〇九（人事院規則九一七―七）俸給の特別調整額の一部を改正する人事院規則（附則第二項及び第三項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項第一号中「いた俸給の特別調整額」とあるのは「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第五号中「した場合には」とあるのは「して」と、「準じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。

第四条 前二条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員は、給与法第十条の三第一項及び第十九条の三第一項に規定する管理職員並びに給与法第十九条の八第二項に規定する管理職員等に含まれないものとする。

附則別表第一（附則第二条関係）
一 行政職俸給表（一）

職務の級	俸給の特別調整額
7級	35,400円
6級	33,200円
5級	31,700円

二 税務職俸給表

職務の級	俸給の特別調整額
7級	36,300円
6級	35,800円
5級	34,400円

附則別表第二（附則第二条関係）
一 行政職俸給表（一）

職務の級	俸給の特別調整額
7級	29,200円
6級	25,700円
5級	23,600円

二 税務職俸給表

職務の級	俸給の特別調整額
7級	30,900円
6級	28,000円
5級	26,000円

附則（平成二十二年四月一日人事院規則九一七―二〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年五月二十九日人事院規則一―五四）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年七月四日人事院規則九一七―二二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七別表第一の三十五の表海上保安航空基地の項は、平成二十一年四月一日から適用する。

附則（平成二十二年九月一日人事院規則一―五五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年十一月三〇日人事院規則九一七―〇九―一）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二十二年十一月三〇日人事院規則九一七―一九―一）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二十八日人事院規則一―五六）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年四月一日人事院規則九一七―二二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年十一月三〇日人事院規則九一七―二二）
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月八日人事院規則九一七―二四）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)
第二条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の規則九一七第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「規則九一七一二四(人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

附則 (平成二十三年四月一日人事院規則九一七一二五)
 この規則は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十三年六月三〇日人事院規則九一七一二六)
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の十八の表の改正規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

附則 (平成二十三年九月一日人事院規則九一七一二七)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月三〇日人事院規則九一七一二八)
 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年四月六日人事院規則九一七一二九)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年六月二九日人事院規則九一七一二三〇)
 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則 (平成二十四年八月七日人事院規則九一七一二三一)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年九月一九日人事院規則九一七一二五八) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年四月一日人事院規則九一七一二五九) 抄
 (施行期日)
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則 (平成二十五年四月一日人事院規則九一七一二三二)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年五月一六日人事院規則九一七一二三三)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年七月一日人事院規則九一七一二三四)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年一〇月一日人事院規則九一七一二三五)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年一二月二七日人事院規則九一七一二三六) 抄
 (施行期日)
 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則 (平成二十六年二月二八日人事院規則九一七一二六一)
 この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

附則 (平成二十六年四月一日人事院規則九一七一二三七)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十六年五月二九日人事院規則九一七一二三八)
 この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

附則 (平成二十七年一月三〇日人事院規則九一七一二三九)
 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年四月一日人事院規則九一七一二四〇)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年四月一〇日人事院規則九一七一二四一)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年五月一日人事院規則九一七一二四二)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年九月一日人事院規則九一七一二四三)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一〇月一日人事院規則九一七一二四四)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一二月二八日人事院規則九一七一二四五)
 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (平成二十八年一月二六日人事院規則九一七一二四六)
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附則 (平成二十八年四月一日人事院規則九一七一二四七)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年六月一〇日人事院規則九一七一二四八)
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則 (平成二十八年一二月二四日人事院規則九一七一二四九)
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則 (平成二十九年三月三一日人事院規則九一七一二五〇)
 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年七月七日人事院規則九一七一二五一)
 この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附則 (平成二十九年七月一四日人事院規則九一七一二五二)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十九年九月二九日人事院規則九一七一二五三)
 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則 (平成二十九年一二月一五日人事院規則九一七一二五四)
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附則 (平成二十九年一二月二八日人事院規則九一七一二五五)
 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

附則 (平成三〇年二月一日人事院規則九一七一二五六) 抄
 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日人事院規則九一七一二五六)
 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一日人事院規則九一七一二五七)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年一二月三〇日人事院規則九一七一二五八)
 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一七の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則 (平成三〇年一二月三〇日人事院規則九一七一二五八)
 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一七の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

四内閣府	課長	課長	課長
	法令調査官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
組織	官職	区分	区分
	審議官	一種	一種
内部部局	課長	一種	一種
	室長(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
食品安全委員会事務局	調査官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	事務局次長	一種	一種
公益認定等委員会事務局	室長(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	事務局次長	一種	一種
再就職等監視委員会事務局	企画官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	再就職等監視官	一種	一種
消費者委員会事務局	事務局次長	一種	一種
	参事官	一種	一種
経済社会総合研究所	参事官	一種	一種
	企画官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
経済研修所	総括政策研究官	一種	一種
	部長	二種	二種
迎賓館	上席主任研究官	二種	二種
	課長	三種	三種
京都事務所	研究交流官	三種	三種
	主任研究官(人事院の定めるものに限る。)	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)
科学技術・イノベーション推進事務局	参事官	一種	一種
	参事官	二種	二種
宇宙開発戦略推進事務局	企画官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	参事官	一種	一種
北方対策本部	企画官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	参事官	一種	一種
国際平和協力本部事務局	調査官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	参事官	一種	一種
日本学術会議事務局	調査官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	課長	一種	一種
官民人材交流センター	課長	一種	一種
	審議官	一種	一種
沖繩総合事務局	主任調整官(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	次長	一種	一種
財務出張所	部長	二種	二種
	総務調整官	三種	三種
農林水産センター	課長	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)	四種(人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)
	首席海事技術専門官	四種	四種
陸運事務所	技術管理官	四種	四種
	室長	五種(人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種)	五種(人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種)
運輸事務所	上席国有財産管理官(人事院の定めるものに限る。)	五種	五種
	所長	五種	五種
事務所(陸運事務所及び運輸事務所を除く。)	センター長	五種	五種
	所長	三種	三種
事務所出張所	首席運輸企画専門官(人事院の定めるものに限る。)	四種	四種
	所長	五種	五種
五宮内庁	副所長	三種	三種
	支所長(人事院の定めるものに限る。)	四種	四種
内部部局	課長	四種	四種
	出張所長(人事院の定めるものに限る。)	四種	四種
組織	官職	区分	区分
	審議官	一種	一種
宮内庁病院	室長(人事院の定めるものに限る。)	二種	二種
	首席楽長	三種	三種
宮内庁	衛生監	一種	一種
	主厨長	一種	一種
副院長	調査官(人事院の定めるものに限る。)	四種	四種
	主任研究官(人事院の定めるものに限る。)	五種(人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種)	五種(人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種)
事務局	室長(人事院の定めるものに限る。)	四種	四種
	事務局長	二種	二種
薬局長	副院長	二種	二種
	事務局長	四種	四種

陵墓監区事務所	総看護師長	所長	四種
皇居東御苑管理事務所	副所長（人事院の定めるものに限る。）	所長	五種
御用邸管理事務所	所長	所長	三種
正倉院事務所	所長	所長	四種
御料牧場	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	課長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	二種
京都事務所	場長	場長	二種
	次長	次長	三種
	課長	課長	四種
	所長	所長	一種
六 公正取引委員会	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種
	課長	課長	二種
	次長	次長	一種
	所長	所長	二種

組織 事務総局	官職	部長	一種	区分
地方事務所	室長（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	上席審査専門官（人事院の定めるものに限る。）	上席審査専門官（人事院の定めるものに限る。）	二種	
支所	所長	所長	二種	
	審査統括官	審査統括官	三種	
	課長	課長	四種	
七 警察庁	支所長	支所長	二種	
	課長	課長	四種	

組織 内部部局	官職	部長	一種	区分
警察大学校	課長	課長	二種	
	副校長	副校長	一種	
特別捜査幹部研修所	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種	
	所長	所長	一種	
国際警察センター	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種	
	所長	所長	一種	

財務捜査研修センター	所長	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	三種
取調べ技術総合研究・研修センター	所長	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
警察政策研究センター	所長	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	一種
警察情報通信研究センター	所長	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	室長	室長	二種
	所長	所長	四種
附属警察情報通信学校	校長	校長	一種
科学警察研究所	副所長	副所長	三種
	所長	所長	一種
附属鑑定所	課長	課長	二種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種
皇宮警察本部	副本部長	副本部長	一種
	部長	部長	二種
護衛署	首席監察官	首席監察官	三種
	課長	課長	四種
皇宮警察学校	署長	署長	四種
	副署長	副署長	三種
管区警察局及び警察支局	校長	校長	二種
	教頭	教頭	三種
管区警察学校	局長	局長	一種
	支局長	支局長	二種
府県情報通信部	部長	部長	四種
	課長	課長	五種

少年院	院長	二種	
	次長	四種（人事院が別に定める場合）	
	部長	四種（人事院が別に定める場合）	
	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種	
	首席専門官		
	統括専門官（人事院の定めるものに限る。）		
分院	分院長	四種（人事院が別に定める場合）	
	首席専門官	合にあつては二種又は三種	
	統括専門官（人事院の定めるものに限る。）	五種	
少年鑑別所	所長	二種	
	次長	四種（人事院が別に定める場合）	
	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種	
	首席専門官		
	統括専門官（人事院の定めるものに限る。）	四種	
分所	分所長	四種	
	課長（人事院の定めるものに限る。）	五種	
	首席専門官		
	統括専門官（人事院の定めるものに限る。）	三種	
婦人補導院	院長	三種	
	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種	
法務総合研究所	部長	二種	
	課長	四種	
	首席研究調査官		
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	一種	
矯正研修所	所長	一種	
	副所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	センター長	三種	
	効果検証官	四種	
矯正研修所支所	教頭	三種	
矯正管区	管区長	一種	
	部長	二種	
	部次長	三種	
	首席管区監査官	四種	
	課長	一種	
	管区調査官		
地方更生保護委員会	委員長	一種	
	委員	二種	
	事務局次長	三種	
	課長	四種	

法務局	首席審査官	一種	
	統括審査官	二種	
	局長	三種	
	部長	四種	
	部次長	五種	
	民事行政調査官		
	課長	合にあつては二種又は三種	
	首席登記官	四種（人事院が別に定める場合）	
	統括登記官（人事院の定めるものに限る。）	五種	
地方法務局	局長	二種	
	次長	三種	
	課長	四種	
	首席登記官	五種	
	統括登記官（人事院の定めるものに限る。）	合にあつては二種又は三種	
法務局又は地方法務局の支局	支局長	五種	
	課長	合にあつては二種又は四種	
	統括登記官（人事院の定めるものに限る。）	五種	
	出張所長（人事院の定めるものに限る。）	五種	
	局、地方法務局又は統括登記官（人事院の定めるものに限る。）の出張所		
保護観察所	所長	二種	
	次長	三種	
	課長	四種	
	首席保護観察官		
	首席社会復帰調整官		
	統括保護観察官		
	統括社会復帰調整官		
支部	支部長	五種	
	統括保護観察官	合にあつては二種又は三種	
十八 検察庁	官職	区分	
最高検察庁	事務局長	一種	
	課長	二種	
	検事総長秘書官		
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
高等検察庁	事務局長	二種	
	事務局次長	三種	
	課長	四種	
	検察監査官	四種	
高等検察庁支部	課長	四種	
地方検察庁	事務局長	二種	

支所	財務局及び財務支局	課長	四種
		局長	一種
支所	財務局及び財務支局	支局長	一種
		部長	二種
支所	財務局及び財務支局	部次長	二種
		金融商品取引所監理官	
支所	財務局及び財務支局	首席財務局監察官	
		特別国有財産監査官	三種
支所	財務局及び財務支局	課長	四種 (人事院が別に定める場合 にあつては二種又は三種)
		財務局監察官	四種
支所	財務局及び財務支局	首席国有財産鑑定官	四種
		室長	五種 (人事院が別に定める場合 にあつては三種又は四種)
財務事務所	財務事務所	所長	二種
		次長	三種
財務事務所	財務事務所	課長	四種
		出張所長	四種 (人事院が別に定める場合 にあつては二種又は三種)
財務局、財務支局又は財務事務所の出張所	財務局、財務支局又は財務事務所の出張所	課長	五種
		課長(人事院の定めるものに限る。)	一種
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	税関長	一種
		部長	二種
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	部次長	二種
		首席税関審査官	
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	首席税関監察官	
		総括情報管理官	三種
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	課長	四種
		税関審査官	
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	税関監察官	
		統括監視官	
税関及び沖縄地区税関	税関及び沖縄地区税関	統括審査官	
		統括分析官	四種 (人事院が別に定める場合 にあつては一種、二種又は三種)
支署	支署	支署長	四種 (人事院が別に定める場合 にあつては一種、二種又は三種)
		次長	三種
支署	支署	課長	四種
		統括監視官(人事院の定めるものに限る。)	
支署	支署	統括審査官	
		出張所長(人事院の定めるものに限る。)	五種 (人事院が別に定める場合 にあつては二種、三種又は四種)

地区税関支署の出張所	地区税関支署の出張所	課長	三種
		次長	四種
地区税関支署の出張所	地区税関支署の出張所	統括監視官(人事院の定めるものに限る。)	
		統括審査官	
二十四 国税庁	二十四 国税庁	官職	区分
		内部部局	一種
内部部局	内部部局	部長	一種
		課長	二種
内部部局	内部部局	室長(人事院の定めるものに限る。)	
		企画官(人事院の定めるものに限る。)	二種
内部部局	内部部局	国税庁監察官(人事院の定めるものに限る。)	四種
		監督評価官(人事院の定めるものに限る。)	四種
税務大学校	税務大学校	副校長	一種
		教頭	二種
税務大学校	税務大学校	部長	二種
		課長	四種
地方研修所	地方研修所	主任教授(人事院の定めるものに限る。)	
		所長	二種
地方研修所	地方研修所	幹事	四種
		総括教育官(人事院の定めるものに限る。)	二種
国税不服審判所	国税不服審判所	次長	一種
		室長	二種
国税不服審判所	国税不服審判所	国税審判官	三種 (人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種)
		国税副審判官	四種
支所	支所	首席国税審判官	一種
		次席国税審判官	四種
支所	支所	国税審判官	三種
		課長	四種
支所	支所	国税副審判官	一種
		局長	二種
支所	支所	所長	一種
		部長	二種
支所	支所	次長	二種
		部次長	二種
支所	支所	酒類監理官	
		鑑定官室長	四種 (人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種)
支所	支所	課長	四種
		特別国税調査官	
支所	支所	統括国税徴収官	
		統括国税調査官	

組織 内部部局 二十八 厚生労働省	官職	区分	二種
	部長	一種	
	課長		
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	主任文化財調査官	四種	
組織 内部部局 二十七 文化庁	官職	区分	一種
	審議官	一種	
	課長	二種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	企画調整官（人事院の定めるものに限る。）		
組織 内部部局 二十六 スポーツ庁	官職	区分	二種
	審議官	一種	
	課長	二種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）		
科学技術・学術政策研究所	総務研究官	二種	
	総括主任研究官		
	総括上席研究官（人事院の定めるものに限る。）		
	科学技術予測・政策基盤調査研究センター長	四種	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種	
国立教育政策研究所	総括研究官	四種	
	課長	三種	
	部長（教育課程研究センターに置かれるものに限る。）		
	教育課程研究センター長	二種	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）		
内部部局 組織 二十五 文部科学省	官職	区分	一種
	部長	一種	
	課長	二種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	企画官（人事院の定めるものに限る。）		
税務署	主任国税管理官	五種	
	署長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	副署長	四種	
	課長	五種	
	統括国税徴収官 統括国税調査官		
検疫所 検疫所支所 検疫所出張所 国立ハンセン病療養所 国立医薬品食品衛生研究所 国立保健医療科学院 国立社会保障・人口問題研究所 国立感染症研究所	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	所長	三種	
	次長	四種	
	課長	五種	
	輸入食品中央情報管理官		
	室長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	支所長	五種	
	課長	五種	
	統括食品監視官		
	出張所長（人事院の定めるものに限る。）	五種	
	所長	二種	
	副所長	三種	
	事務部長	四種	
	薬剤科長（人事院の定めるものに限る。）		
	看護部長		
総看護師長			
事務長			
課長			
副看護部長（人事院の定めるものに限る。）			
副所長	一種		
部長	二種		
課長	四種		
室長（人事院の定めるものに限る。）			
主任研究官（人事院の定めるものに限る。）			
次長	一種		
部長	二種		
統括研究官			
上席主任研究官（人事院の定めるものに限る。）			
主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）		
課長	四種		
主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	一種		
副所長	一種		
所長	二種		
部長	四種		
課長	二種		
室長（人事院の定めるものに限る。）			
主任研究官（人事院の定めるものに限る。）			
副所長	一種		
部長	二種		
総括研究官（人事院の定めるものに限る。）	三種		

地方事務所	審査官（人事院の定めるものに限る。）	三種	
	所長	三種	
三十 農林水産省	地方調査官	四種	
	官職	区分	
内部部局	局長	一種	
	部長		
	課長		
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	管理官（人事院の定めるものに限る。）		
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	統括植物検疫官		
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
植物防疫所及び那覇植物防疫事務所	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	統括植物検疫官		
	出張所長（人事院の定めるものに限る。）	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
動物検疫所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
動物検疫所出張所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
動物医薬品検査所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
農林水産研究所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
農林水産研修所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
農林水産政策研究所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	

三十一 林野庁	企画広報室長	二種	
	総括上席研究官	四種	
	課長		
	上席主任研究官		
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）		
	研究総務官	一種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	管理官（人事院の定めるものに限る。）		
	センター長	三種	
	課長	四種	
地方農政局	局長	一種	
	次長	二種	
	部長	四種	
	課長	四種	
	消費・安全調整官		
	事業調整室長	五種	
	所長	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）	
	次長	四種	
	課長	四種	
	所長	四種	
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	課長	五種	
	所長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	管理所長		
	所長	四種	
	次長	五種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	管理所長		
	所長	四種	
北海道農政事務所	課長	一種	
	次長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
農林水産技術会議事務局	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
筑波産学連携支援センター	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	課長	五種	
	所長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	管理所長		
	所長	四種	
	次長	五種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	管理所長		
	所長	四種	
内部部局	官職	区分	
	部長	一種	
	課長	二種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	管理官（人事院の定めるものに限る。）		
	所長	一種	
	首席教務指導官	三種	
	課長	四種	
	局長	四種	
	次長	一種	
部長	二種		
森林技術総合研修所	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
林業機械化センター	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
森林管理局	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	
	課長	四種	
	支所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	
	次長	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種）	
	課長	五種	
	出張所長	五種	
	所長	二種	
	部長	三種	

支局	支局長	二種	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	課長	電源開発調整官	四種
	課長	三種				
経済産業局	局長	一種	二種	局長	局長	四種
	部長	二種				
経済産業研修所	所長	一種	二種	所長	所長	一種
	課長	四種				
電力・ガス取引監視等委員会事務局	事務局長	一種	二種	事務局長	事務局長	一種
	課長	二種				
内部部局	部長	一種	二種	部長	部長	一種
	課長	二種				
組織	官職	区分	二種	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
	課長	二種				
三十三 経済産業省	課長	五種	二種	漁業調整事務所	漁業調整事務所	二種
	次長	四種又は三種				
内部部局	部長	一種	二種	部長	部長	一種
	課長	二種				
組織	官職	区分	二種	機関長（人事院の定めるものに限る。）	機関長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	課長	二種				
三十二 水産庁	課長	五種	二種	課長	課長	二種
	次長	四種				
森林管理署	署長	三種	四種	署長	署長	三種
	次長	四種				
森林管理署支署	支署長	四種	五種	支署長	支署長	四種
	総括事務管理官（人事院の定めるものに限る。）	五種				
調査官	課長	四種	五種	課長	課長	四種
	副所長（人事院の定めるものに限る。）	五種				
調整官（人事院の定めるものに限る。）	所長	四種	五種	所長	所長	四種
	副所長（人事院の定めるものに限る。）	五種				
通商事務所	課長	三種	五種	課長	課長	三種
	部長	五種				
産業保安監督部	課長	二種	三種	課長	課長	二種
	産業保安監督管理官	三種				
支所	課長	四種	四種	課長	課長	四種
	企画調整官	四種				
産業保安監督署	支部長	二種	四種	支部長	支部長	二種
	課長	四種				
那覇産業保安監督事務所	支部長	四種	四種	支部長	支部長	四種
	課長	四種				
資源エネルギー庁	課長	五種	五種	課長	課長	五種
	所長	三種				
三十四 資源エネルギー庁	官職	区分	二種	官職	官職	二種
	部長	一種				
内部部局	部長	一種	二種	部長	部長	一種
	課長	二種				
組織	官職	区分	二種	特許庁	特許庁	二種
	課長	二種				
三十五 特許庁	課長	二種	二種	課長	課長	二種
	審査長	二種				
内部部局	部長	一種	二種	部長	部長	一種
	課長	二種				
組織	官職	区分	二種	審査官	審査官	二種
	課長	二種				
三十六 中小企業庁	課長	二種	二種	課長	課長	二種
	審査官	二種				
内部部局	部長	一種	二種	部長	部長	一種
	課長	二種				
組織	官職	区分	二種	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
	課長	二種				
三十七 国土交通省	課長	二種	二種	課長	課長	二種
	企画官	二種				
内部部局	局長	一種	二種	局長	局長	一種
	部長	二種				
組織	官職	区分	二種	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
	局長	二種				
支所	支所長	四種	四種	支所長	支所長	四種
	首席開発評価管理官	四種				
先任航空情報管理管制運航情報官	次席航空情報管理管制運航情報官	四種	四種	次席航空情報管理管制運航情報官	次席航空情報管理管制運航情報官	四種
	次席航空情報管理管制運航情報官	四種				

国土交通政策研究所	所長	一種
	副所長	
	総括主任研究官	三種
	課長	四種
	主任研究官	一種
国土技術政策総合研究所	副所長	
	研究総務官	二種
	部長	三種
	調査官	四種
	課長	
	室長	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
国土交通大学校	副校長	二種
	部長	
	教授	
	課長	四種
	科長	
	主任教官	
柏研修センター	課長	四種
	主任研修指導官	
航空保安大学院	校長	一種
	教頭	二種
	事務局長	
	研修調整官	四種
	科長	
	課長	
岩沼研修センター	所長	二種
	首席教官	四種
	専門研修調整官	五種
	科長	
	課長	
国土地理院	部長	二種
	参事官	
	課長	三種
	調査官	
	監査官	四種
地理地殻活動研究センター	センター長	二種
	課長	三種
	室長	四種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
地方測量部	部長	四種（人事院が別に定める場合にあっては二種又は三種）
	次長	五種
	課長	

沖繩支所	支所長	四種
小笠原総合事務所	所長	一種
	課長	四種
海難審判所	審判官	一種（人事院が別に定める場合にあっては二種）
	理事官	
課長		二種
地方海難審判所	所長	一種
	審判官	二種（人事院が別に定める場合にあっては三種）
	理事官	
	書記官	四種
門司地方海難審判所那覇支所	支所長	二種
	理事官	二種（人事院が別に定める場合にあっては三種）
	書記官	四種
地方整備局	副局長	一種
	部長	二種
	総括調整官	三種
	課長	四種
	財産管理官	
地方整備局事務所	所長	三種（人事院が別に定める場合にあっては二種又は三種）
	副所長	三種
	船長（人事院の定めるものに限る。）	
	機関長（人事院の定めるものに限る。）	
	課長	四種
	先任建設管理官（人事院の定めるものに限る。）	
	室長（人事院の定めるものに限る。）	五種
	出張所長（人事院の定めるものに限る。）	四種
北海道開発局	次長	一種
	部長	
	部次長	
	監査官	二種
	課長	三種
	開発企画官	四種
開発建設部	部長	二種
	次長	三種
	調査官（人事院の定めるものに限る。）	四種
	課長	
	建設監督官（人事院の定めるものに限る。）	
	所長（人事院の定めるものに限る。）	三種
	副所長（人事院の定めるものに限る。）	四種
開発建設部事務所	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種

地方運輸局及び運輸監理部	運輸監理部長 次長 部長 部次長 首席海事技術専門官 課長 次席海事技術専門官（人事院の定めるものに限る。） 次席自動車監査官 支局長	一種 二種 二種 二種（人事院が別に定める場合にあつては三種） 三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は四種） 四種
地方運輸局運輸支局	次長 首席運輸企画専門官（人事院の定めるものに限る。） 次席運輸企画専門官（人事院の定めるものに限る。） 所長 運輸監理部又は地方運輸局運輸支局の自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官 所長	三種 四種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は五種） 四種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は五種） 四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種） 四種 四種
地方運輸局、運輸監理部又は地方運輸支局の海事事務所	首席海事技術専門官（人事院の定めるものに限る。） 次長 次席海事技術専門官（人事院の定めるものに限る。） 所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は五種） 五種 四種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は五種）
地方航空局	局長 次長 部長 部次長 先任航空機検査官 先任航空従事者試験官 課長 空港管理企画調整官 次席航空機検査官（人事院の定めるものに限る。） 所長	一種 二種 二種 二種（人事院が別に定める場合にあつては三種） 三種 四種 三種 三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種） 三種
空港事務所	次長	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種） 三種

空港出張所	部長 課長 先任施設運用管理官 先任航空管制官 次席航空管制官（人事院の定めるものに限る。） 出張所長 先任航空管制官 次席航空管制技術官（人事院の定めるものに限る。）	四種 五種
空港・航空路監視レール事務所	所長 次長 課長 先任航空管制官 次席航空管制技術官（人事院の定めるものに限る。）	三種 四種
航空交通管制部	部長 次長 先任航空管制官 課長 先任施設運用管理官 次席航空管制官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種 四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種） 四種
三十八 観光庁	官職 部長 課長 室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	区分 一種 二種
三十九 気象庁	官職 部長 課長 船長（人事院の定めるものに限る。） 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任予報官（人事院の定めるものに限る。） 機関長（人事院の定めるものに限る。） 所長 航空交通気象センター 気象測器検定試験センター 気象研究所	区分 一種 二種 四種 四種 四種 二種 四種 二種 四種 四種
内部部局	官職 部長 課長 船長（人事院の定めるものに限る。） 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任予報官（人事院の定めるものに限る。） 機関長（人事院の定めるものに限る。） 所長 航空交通気象センター 気象測器検定試験センター 気象研究所	区分 一種 二種 四種 四種 四種 二種 四種 二種 四種 四種
内部部局	官職 部長 課長 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種 四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種） 四種

気象衛星センター	所長	一種	船長（人事院の定めるものに限る。）	三種
	部長	二種	副所長（人事院の定めるものに限る。）	
高層気象台	課長	四種	業務管理官（人事院の定めるものに限る。）	
	台長	一種	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種
地磁気観測所	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
	所長	一種	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	一種
気象大学校	課長	四種	副校長	二種
	教頭	三種	校長（人事院の定めるものに限る。）	一種
管区気象台及び沖繩気象台	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種	副校長	二種
	台長	一種	事務部長	三種
地方気象台	次長	二種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
	部長	二種	分校長	三種
管区気象台、沖繩気象台又は地方気象台の測候所	業務・危機管理官	四種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
	所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	課長（人事院の定めるものに限る。）	二種
運輸安全委員会	業務管理官	四種	部長	二種
	次長	五種	次長	四種
事務局 審議官	首席航空事故調査官	一種	部長	二種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	課長	四種
事務局 課長	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種	業務管理官（人事院の定めるものに限る。）	四種
	次席航空事故調査官（人事院の定めるものに限る。）	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は四種）	次長	四種
四十一 海上保安庁	統括地方事故調査官（人事院の定めるものに限る。）	三種	部長	二種
	事故調査調整官	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は四種）	課長	四種
組織 官職	官職	区分	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	部長	一種	次長	四種
内部部局	課長	二種	次長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	課長	五種
航空基地	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	次長	四種	次長	四種
海上交通安全センター	所長	三種	次長（人事院の定めるものに限る。）	四種
	次長	四種	課長（人事院の定めるものに限る。）	五種
海上保安署	署長	四種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
	次長	五種	次長（人事院の定めるものに限る。）	四種
海上保安航空基地	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	課長	四種	次長	四種
海上保安部	業務管理官（人事院の定めるものに限る。）	四種	業務管理官（人事院の定めるものに限る。）	四種
	次長	五種	次長	四種
海上保安監部	部長	二種	部長	二種
	課長	四種	次長	四種
管区海上保安本部	部長	二種	部長	二種
	次長	四種	課長	四種
分校	課長（人事院の定めるものに限る。）	五種	部次長	三種
	分校長	三種	部長	二種
海上保安学校	事務部長	四種	部長	二種
	副校長	二種	部次長	三種
海上保安大学校	校長	一種	課長	四種
	副校長	二種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
管区海上保安本部	事務部長	四種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
	副校長	二種	分校長	三種
分校	課長（人事院の定めるものに限る。）	五種	課長（人事院の定めるものに限る。）	五種
	分校長	三種	課長（人事院の定めるものに限る。）	四種
海上保安署	部長	二種	部長	二種
	課長	四種	課長	四種
海上交通安全センター	署長	四種	課長	四種
	次長	五種	次長	四種
航空基地	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	基地長	三種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	次長	四種	次長	四種
内部部局	課長	五種	課長	五種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種

国際組織犯罪対策基地	基地長	三種	区分
特殊警備基地	業務調整官（人事院の定めるものに限る。）	四種	
特殊救難基地	基地長	三種	
特殊救難基地	次長（人事院の定めるものに限る。）	四種	
機動防除基地	基地長	三種	
機動防除基地	次長（人事院の定めるものに限る。）	四種	
水路観測所	業務調整官（人事院の定めるものに限る。）	四種	
水路観測所	所長（人事院の定めるものに限る。）	五種	
四十二 環境省			
組織	官職		区分
内部部局	局次長	一種	
	部長		
	課長		
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	調査官（人事院の定めるものに限る。）		
国民公園管理事務所	所長	三種	
	次長	四種	
	分室長		
	所長	四種	
墓苑管理事務所	センター長	四種	
生物多様性センター	次長	二種	
環境調査研修所	課長	四種	
	主任教官（人事院の定めるものに限る。）		
国立水俣病総合研究センター	所長	一種	
	次長	二種	
	部長		
	課長	四種	
	室長（人事院の定めるものに限る。）		
	主任研究員（人事院の定めるものに限る。）		
地方環境事務所	所長	二種	
	次長		
	保全統括官	三種	
	部長		
	課長	四種	
	統括自然保護企画官		
支所	支所長	四種	
四十三 原子力規制委員会			
組織	官職		区分
原子力規制庁	部長	一種	
	課長		
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）		
原子力安全人材育成センター	副所長	二種	

四十四 防衛省	課長	四種
組織	官職	区分
内部部局	課長	一種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種
別表第二（第二条関係）		
一 行政職俸給表（一）		
職務の級	区分	俸給の特別調整額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
8級	一種	104,200円
	二種	117,100円
	一種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	二種	77,400円
	三種	66,400円
	四種	72,700円
	三種	62,300円
	四種	51,900円
	五種	49,600円
5級	四種	59,500円
	五種	49,500円
4級	四種	46,300円
	五種	55,500円
二 専門行政職俸給表	区分	俸給の特別調整額
職務の級	一種	139,300円
8級	一種	130,300円
7級	一種	104,200円
	二種	117,100円
	一種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	二種	77,400円
	三種	66,400円
	四種	72,700円
	三種	62,300円
	四種	51,900円
	五種	49,600円
4級	四種	46,300円
	五種	55,500円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	77,400円
	四種	88,500円
	三種	94,000円
	二種	82,200円
	三種	88,500円
	四種	77,400円
	五種	66,400円
3級	五種	49,100円
	四種	62,300円
	三種	

五 公安職俸給表(二)										四 公安職俸給表(一)																						
職務の級										職務の級																						
10級										11級																						
9級										10級																						
8級										9級																						
7級										8級																						
6級										7級																						
5級										6級																						
4級										5級																						
3級										4級																						
2級										3級																						
1級										2級																						
区分										区分																						
俸給の特別調整額										俸給の特別調整額																						
三種	四種	三種	二種	三種	二種	一種	二種	一種	一種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	三種	二種	三種	二種	一種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	三種	二種	三種	二種	一種	二種
78,200円	68,100円	79,500円	90,900円	83,800円	95,700円	119,100円	104,200円	130,300円	139,300円	50,800円	61,000円	53,800円	64,600円	55,900円	67,100円	78,200円	68,100円	79,500円	90,900円	83,800円	50,800円	61,000円	53,800円	64,600円	55,900円	67,100円	78,200円	68,100円	79,500円	90,900円	83,800円	

十 医療職俸給表(一)										九 研究職俸給表										八 教育職俸給表(二)										七 教育職俸給表(一)										六 海事職俸給表(一)																																																	
職務の級										職務の級										職務の級										職務の級										職務の級																																																	
4級										5級										6級										7級										4級										5級																																							
3級										4級										5級										6級										7級										3級										4級																													
2級										3級										4級										5級										6級										7級										2級										3級																			
1級										2級										3級										4級										5級										6級										7級										1級										2級									
区分										区分										区分										区分										区分										区分										区分										区分																			
俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額																													
四種	三種	二種	一種	一種	区分	四種	四種	三種	四種	四種	四種	三種	四種	三種	二種	一種	一種	区分	四種	四種	三種	四種	四種	四種	三種	四種	二種	一種	一種	区分	四種	四種	三種	四種	二種	一種	一種	区分	五種	四種	五種	四種	五種	四種	五種	四種																																											
82,600円	96,400円	110,100円	137,700円	146,400円	俸給の特別調整額	60,900円	67,200円	78,400円	77,600円	90,500円	103,400円	129,300円	139,700円	139,700円	俸給の特別調整額	64,100円	66,300円	俸給の特別調整額	80,200円	93,500円	106,900円	142,600円	64,200円	74,900円	69,500円	81,100円	87,000円	99,400円	123,100円	106,200円	130,100円	俸給の特別調整額	50,800円	61,000円	53,800円	64,600円	55,900円	67,100円	78,200円	68,100円																																																	

六 海事職俸給表(一)										五 公安職俸給表(一)										四 公安職俸給表(二)									
職務の級										職務の級										職務の級									
6級										5級										5級									
7級										6級										6級									
8級										7級										7級									
9級										8級										8級									
10級										9級										9級									
区分										区分										区分									
俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額									
70,800円										38,800円										38,800円									
80,900円										46,600円										46,600円									
101,100円										40,700円										40,700円									
94,900円										48,800円										48,800円									
118,700円										43,700円										43,700円									
										52,500円										52,500円									
										61,200円										61,200円									
										57,900円										57,900円									
										67,600円										67,600円									
										77,300円										77,300円									
										83,800円										83,800円									
										104,800円										104,800円									
										92,500円										92,500円									
										115,600円										115,600円									
										133,600円										133,600円									

十二 医療職俸給表(三)										十一 医療職俸給表(二)										十 医療職俸給表(一)										九 研究職俸給表										八 教育職俸給表(二)										七 教育職俸給表(一)																			
職務の級										職務の級										職務の級										職務の級										職務の級										職務の級																			
5級										2級										3級										4級										5級										6級										7級									
6級										3級										4級										5級										6級										7級																			
7級										4級										5級										6級										7級										8級																			
8級										5級										6級										7級										8級										9級																			
区分										区分										区分										区分										区分										区分																			
俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額										俸給の特別調整額																			
43,100円										42,000円										43,300円										49,900円										44,800円										61,400円																			
50,300円										50,400円										49,300円										58,700円										71,600円										81,900円																			
57,600円										58,600円										59,800円										68,800円										81,800円										93,900円																			
65,300円										68,400円										69,900円										78,800円										91,700円										104,000円																			
76,400円										78,800円										81,500円										92,700円										104,000円										117,000円																			
87,300円										89,100円										92,000円										104,000円										117,000円										130,000円																			
										92,700円										99,900円										108,000円										121,000円										134,000円																			
										115,900円										124,000円										133,000円										146,000円										159,000円																			
										140,900円										150,000円										160,000円										173,000円										186,000円																			
										155,900円										166,000円										177,000円										190,000円										203,000円																			
										170,900円										182,000円										194,000円										207,000円										220,000円																			
										185,900円										198,000円										211,000円										224,000円										237,000円																			
										200,900円										214,000円										228,000円										241,000円										254,000円																			
										215,900円										230,000円										245,000円										258,000円										271,000円																			
										230,900円										246,000円										261,000円										274,000円										287,000円																			
										245,900円										262,000円										277,000円										290,000円										303,000円																			
										260,900円										278,000円										293,000円										306,000円										319,000円																			
										275,900円										294,000円										309,000円										322,000円										335,000円																			
										290,900円										308,000円										323,000円										336,000円										349,000円																			
										305,900円										324,000円										339,000円										352,000円										365,000円																			
										320,900円										338,000円										353,000円										366,000円										379,000円																			
										335,900円										354,000円										369,000円										382,000円										395,000円																			
										350,900円										368,000円										383,000円										396,000円										409,000円																			
										365,900円										382,000円										397,000円										410,000円										423,000円																			
										380,900円										396,000円										411,000円										424,000円										437,000円																			
										395,900円										410,000円										425,000円										438,000円										451,000円																			
										410,900円										424,000円										439,000円										452,000円										465,000円																			
										425,900円										438,000円										453,000円										466,000円										479,000円																			
										440,900円										452,000円										467,000円										480,000円										493,000円																			
										455,900円										466,000円										481,000円										494,000円										507,000円																			
										470,900円										480,000円										495,000円										508,000円										521,000円																			
										485,900円										494,000円										509,000円										522,000円										535,000円																			
										500,900円										510,000円										515,000円										528,000円										541,000円																			
										515,900円										524,000円										529,000円										542,000円										555,000円																			
										530,900円										540,000円										545,000円										558,000円										571,000円																			
										545,900円										554,000円										559,000円										572,000円										585,000円																			
										560,900円										568,000円										573,000円										586,000円										599,000円																			
										575,900円										584,000円										589,000円										602,000円										615,000円																			
										590,900円										598,000円										603,000円										616,000円										629,000円																			
										605,900円										614,000円										619,000円										632,000円										645,000円																			
										620,900円										628,000円										633,000円										646,000円										659,000円																			
										635,900円										644,000円										649,000円										662,000円										675,000円																			
										650,900円										658,000円										663,000円										676,000円										689,000円																			
										665,900円										674,000円										679,000円										692,000円										705,000円																			
										680,900円										688,000円										693,000円										706,000円										719,000円																			
										695,900円										704,000円										709,000円										722,000円										735,000円																			
										710,900円										718,000円										723,000円										736,000円										749,000円																			
										725,900円										734,000円										739,000円										752,000円										765,000円																			
										740,900円										748,000円										753,000円										766,000円										779,000円																			
										755,900円										764,000円										769,000円										782,000円										795,000円																			
										770,900円										778,000円										783,000円										796,000円										809,000円																			
										785,900円										794,000円										799,000円										812,000円										825,000円																			
										800,900円										808,000円										813,000円										826,000円										839,000円																			
										815,900円										824,000円										829,000円										842,000円										855,000円																			
										830,900円										838,000円										843,000円										856,000円										869,000円																			
										845,900円										854,000円										859,000円										872,000円										885,000円																			
										860,900円										868,000円										873,000円										886,000円										899,000円																			
										875,900円										884,000円										889,000円										902,000円										915,000円																			
										890,900円										898,000円										903,000円										916,000円										929,000円																			
										905,900円										914,000円										919,000円										932,000円										945,000円																			
										920,900円										928,000円										933,000円										946,000円										959,000円																			
										935,900円										944,000円										949,000円										962,000円										975,000円																			
										950,900円										958,000円										963,000円										976,000円										989,000円																			
										965,900円										974,000円										979,000円										992,000円										1005,000円																			
										980,900円										988,000円										993,000円										1006,000円										1019,000円																			
										995,900円										1004,000円										1009,000円										1022,000円										1035,000円																			
										1010,900円										1018,000円										1023,000円										1036,000円										1049,000円																			
										1025,900円										1034,000円										1039,000円										1052,000円										1065,000円																			
										1040,900円										1048,000円										1053,000円										1066,000円										1079,000円																			
										1055,900円										1064,000円										1069,000円										1082,000円										1095,000円																			
										1070,900円										1078,000円										1083,000円										1096,000円										1109,000円																			
										1085,900円										1094,000円										1099,000円										1112,000円										1125,000円																			
										1100,900円										1108,000円										1113,000円										1126,000円										1139,000円																			
										1115,900円										1124,000円										1129,000円										1142,000円										1155,000円																			
										1130,900円										1138,000円										1143,000円										1156,000円										1169,000円																			
										1145,900円										1154,000円										1159,000円										1172,000円										1185,000円																			
										1160,900円										1168,000円										1173,000円										1186,000円										1199,000円																			
										1175,900円										1184,000円										1189,000円										1202,000円										1215,000円																			
										1190,900円										1198,000円										1203,000円										1216,000円										1229,000円																			
										1205,900円										1214,000円										1219,000円										1232,000円										1245,000円																			
										1220,900円										1228,000円										1233,000円										1246,000円										1259,000円																			
										1235,900円										1244,000円										1249,000円										1262,000円										1275,000円																			
										1250,900円										1258,000円										1263,000円										1276,000円										1289,000円																			
										1265,900円										1274,000円										1279,000円										1292,000円										1305,000円																			
										1280,900円										1282,000円										1287,000円										1306,000円										1319,000円																			
										1295,900円										1304,000円										1309,000円										1322,000円										1335,000円																			
										1310,900円										1318,000円										1323,000円										1336,000円										1349,000円																			
										1325,900円										1334,000円										1339,000円										1352,000円										1365,000円																			
										1340,900円										1348,000円										1353,000円										1366,000円										1379,000円																			
										1355,900円										1364,000円										1369,000円										1382,000円										1395,000円																			
										1370,900円										1378,000円										1383,000円										1396,000円										1409,000円																			
										1385,900円										1394,000円										1399,000円										1412,000円										1425,000円																			
										1400,900円										1408,000円										1413,000円										1426,000円										1439,000円																			
										1415,900円										1424,000円										1429,000円										1442,000円										1455,000円																			
										1430,900円										1438,000円										1443,000円										1456,000円										1469,000円																			
										1445,900円										1454,000円										1459,000円										1472,0																													

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7級	二種	75,800円
6級	三種	58,200円
5級	三種	51,500円
4級	四種	44,200円
4級	四種	41,600円

十三 福祉職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6級	三種	63,800円
5級	三種	56,200円
4級	四種	48,200円
4級	四種	44,100円

備考 第一条第一項に規定する官職のうち、この表に掲げられていない俸給の特別調整額を定める特段の事情があると人事院が認める官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該官職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事院が別に定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額未満の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額を超える額